課長	係長	担当

ガス設備工事　特記仕様書

神戸市建築技術管理委員会　令和８年 11 月改訂

【注記】各項目において、選択事項がある場合は、●印（●印のない場合は※印）を付けたものを適用する。

1.　工事概要

（１）　工事名称

（２）　建物概要

※構造　　造　　階　　階建　　㎡　○免震　○制震

造　　階　　階建　　㎡

延床面積　　㎡・建物高　　m

（３）　工事概要

2.　総則

（１）　設計図書の適用

本工事は以下の設計図書を適用する。なお内容に不一致がある場合の優先順位は以下による。

ア．質疑回答書（追記事項を含む）

イ．設計書

ウ．特記仕様書

エ．図面

オ．国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修　公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

上記仕様書、標準図は、全て令和７年版を適用する。

（２）　参考図書

施工にあたり、以下の図書を参考にして適正な自主管理に努める。

ア．国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　機械設備工事監理指針　令和７年版

イ．一般社団法人公共建築協会編集　公共建築工事標準仕様書に基づく機械設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）令和５年版

ウ．建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）

エ．建設副産物適正処理推進要綱

（３）　官公署等への手続

本工事に必要な関係官公署その他関係機関への諸手続は遅滞なく行う。これらの手続きに要する費用は、請負人の負担とする。

（４）　提出書類

ア．神戸市工事請負契約約款に基づく提出書類、設計図書に記載されている提出書類、その他監督員の指示あるものについては、書類を作成し遅滞無く提出する。

イ．設計変更が生じた場合は、監督員の指示により資料（変更箇所を朱記した施工図等）を作成し、監督員に提出する。

（５）　施工

ガス事業者の施工基準によるものとする。

（６）　中間技術検査

ア．中間技術検査の対象工事は、次による。

※　当初契約金額が５億円以上かつ工期が６ヶ月以上の工事

※　当初契約金額が１億円以上の低入札価格契約工事（低入札価格調査手続要綱第４条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事）

○　次のいずれかに該当し、設計担当課長若しくは工事担当課長が必要と認めた工事

・　契約約款第 37 条（部分引渡し）の適用に伴う検査（指定部分）の実施にあわせて、技術的検査を行うことが適切な場合

・　当初請負金額が３億円以上かつ工期が６ヶ月以上で、施工上の重要な変化点等で技術的検査を行うことが適切な場合

・　その他工事の施工上、技術的検査を行うことが適切な場合

イ．中間技術検査の実施は、出来高の検査時期又は次の各号のとおりとする。

(ア) 建て方完了時又は躯体完了時

(イ) その他工事担当課長の判断により有効と思われる時期

ウ．中間技術検査の実施回数は、工期が１年未満の工事は年１回程度、１年以上の工事は２回程度とする。（工事の重要度などに応じ実施回数を増減することがある。）

（７）　埋蔵文化財の処理

工事の施工中に埋蔵文化財等を発見した場合は直ちに作業を一時中止し、その取扱いについて監督員の指示をうけること。

（８）　有価物件の処理

現場において発生した有価物件は、そのままの状態に保ち、監督員の指示により処理する。

（９）　建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等

ア．解体材、工事発生残材等は、工事敷地内で焼却処分、埋立て処分してはならない。

イ．「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法)」に基づく特定建設資材（ コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルトコンクリート）は、正当な理由がある場合を除き、分別解体の上、リサイクル施設に搬入し処理を行う。

ウ．　工事に伴う産業廃棄物は、分別解体等の上、搬入施設へ所定の手続きを行い搬入する。

なお、費用はすべて受注者の負担とする。産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物は廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はダウンロードしたデータの写し、紙マニフェストを使用した場合はＥ票を監督員に提示する。なお、電子マニフェストを可能な限り使用すること。

・廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html

エ．コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、以下の神戸市ホームページ掲載の施設又は中間処理業（廃掃法）の許可を受けている業者の施設（発生木材については再資源化のための施設に限る）とし、決定にあたっては、監督員の承諾を得る。

※https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html

(10)　市内産品の利用促進について

本工事の施工に必要な各種材料や物品等（高圧受配電盤、映像・音響設備等）の調達においては、市内業者が生産、加工、製造品または販売している材・製品の優先使用に配慮すること。

(11)　関連工事との取合

工事施工に際し、各機器の割振、給排水、電気、建築、その他関連工事との取合い等について、関連工事等の関係者と調整の上、原則として事前に監督員に施工計画書、施工図面及び実施工程表を提出の上承諾を得ること。

(12)　その他

本特記仕様書及び設計図書に記載のない事項についても、技術上、施工上当然必要なことは監督員と協議の上施工する。

(13)　完成図書及び工事写真

ア．適用図書等

神戸市 HP（下記 URL）並びに下記適用図書による。

https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html

完成図書

・　神戸市建築設備工事完成図書電子納品要領〔建築設備工事版〕：　神戸市 HP

・　神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン：　神戸市 HP

工事写真

・　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック　機械設備工事編　令和５年版

・　小黒板情報電子化

イ．提出様式、部数

電子データ

・　データ形式（詳細は上記適用図書による）

①完成図：ＣＡＤ（オリジナルデータ及びＤＸＦ）形式、ＰＤＦ形式

②保全に関する資料：ＰＤＦ形式

③工事写真：ＰＤＦ形式

④その他：オリジナルデータ形式

保存媒体：ＣＤ－ＲまたはＤＶＤ－Ｒ

提出様式：※完成図書（下記）に媒体を綴込　　○Ａ４版紙製ファイルに媒体を綴込＿＿部

完成図

・　様式／部数：○原寸（見開き）製本＿＿部　○縮小（Ａ３見開き）製本＿＿部　○主体工事に準ずる

・　表紙、背表紙：完成図書に準ずる。

・　工事完成時における設備の最終状態を正確かつ明瞭に記載する。

以下を標準の構成とするが、詳細は監督員との協議による。

①配置図　②機器表　③各設備系統図　④各階平面図及び凡例　⑤各部詳細図　⑥機器姿図等　⑦その他

完成図書

・　対象：下記一覧表による

・　施工図提出の要否　※不要　　○要

・　様式：Ａ４版（○黒表紙金文字バインダー　○パイプ式ファイル　○紙製ファイル）

・　部数：※１部　　○＿＿部　　○主体工事に準ずる

・　表紙：「年度、工事名、完成図書、工期（着工年月、完成年月）、請負人名」を明記。

・　背表紙：「年度、工事名、完成図書、請負人名」を明記。

・　厚さが 10cm を超える場合は監督員と協議の上で分冊とし、表紙及び背表紙に No.○／○を記入する。

ウ．完成図書を構成する書類一覧表

No.	項目	提出書類名	紙媒体	
1	完成図	完成図面	※	２つ折製本
2		施工図面（提出を要とした場合）	○	
3	保全に関する資料	機器完成図（遮断弁、操作器等の特殊器材）	○	紙製図書
4		気密試験記録	○	
5		取扱説明書（遮断弁、操作器等の特殊器材）	○	

(14)　工事情報共有システム

○使用する工事情報共有システムは、監督員の承諾を得たうえで決定すること（LGWAN 環境で使用できるものを選定

すること）。

(15)　電子検査と機材の準備

完成検査等の技術検査においては、神戸市建築設備工事電子検査実施要領に基づく電子検査とする。また、留意すべき事項として「神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン」を参照すること。

「神戸市建築設備工事電子検査実施要領」

「神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン」

神戸市ホームページ参照

https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html

(16)　工事の一時中止に係る事項

ア．神戸市工事請負契約約款第 20 条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下基本計画という。）を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具費等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

イ．工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

(17)　施工条件

ア．行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。ただし、設計図書に定めのある場合、監督員が指示又は監督員の承諾を受けた作業は行うことができる。

イ．年末年始、夏期休暇等により長期間現場の作業を休止する場合は、事前に長期休暇の現場管理及び連絡先についての書面を作成し、監督員に提出する。

(18)　週休２日制工事

週休２日制工事の詳細については「神戸市週休２日制工事実施要領」による。

神戸市ホームページ参照

https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/kentikugikan/syukyu2kojisokusin.html

ア．本工事は週休２日制工事として次により指定する。

※発注者指定方式

〇完全週休 2 日制（週単位の週休 2 日制、土日閉所を原則とする）

※月単位の週休２日制（土日閉所を原則とする）

〇通期の週休２日制

〇受注者希望方式（完全、月単位又は通期の週休２日制）

〇主体工事による

イ．公共工事における週休２日の実現の更なる推進のため、「毎月第２・第４土曜日」は現場閉所に努めるものとし、毎月第２・第４土曜日の閉所予定及び実績を「週間工事工程表」等に記載し、市監督員に提出し報告すること。なお、建設現場一斉閉所日に閉所できなかった場合であっても、この事だけの事由によるペナルティはない。

また、毎月第２・第４土曜日を閉所する現場においては、「建設現場一斉閉所」のポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、近畿地方整備局ホームページに掲載。サイズはＡ3 ラミネート加工程度とする。

https://www.kkr.mlit.go.jp/news/top/press/2024/20250321-1kensetugenbaisseiheisyokakudai2.html

ウ．建設業界における「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動の取組みに協力するため、週休２日（毎週土日閉所）に取り組む現場においては、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動ポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、日本建設業連合会ホームページに掲載。サイズはＡ3 ラミネート加工程度とする。

https://www.nikkenren.com/rss/topics.html?ci=2227&ct=6

(19)　工事の安全管理

ア．　安全衛生管理体制の確立及び具体的な実施内容を定めるなどし、工事現場における安全対策に努める。

イ．工事期間中に、神戸市工事安全管理委員会による安全巡視、及び、その他臨時に安全巡視が実施される場合は、当該安全巡視に協力しなければならない。また、安全巡視において、危険個所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。

ウ　「建設工事公衆災害防止対策要綱」（建築工事等編）（告示第 496 号令和元年 9 月 2 日）及び建築工事安全施工技術指針（国営整第 216 号平成 27 年 1 月 20 日）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。

(20) 遠隔臨場の実施

遠隔臨場に関し適用する工種や機器の性能等は「官庁営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（令和 4 年 6 月)」に基づき受発注者間の協議の上で実施する。

遠隔臨場の適用：　〇実施する

実施内容　　：　〇監督員の立会い等　　〇定例会議等　　〇（　　）

機器等の手配　：　〇受注者　　〇発注者（※SynQ Remote　〇　　）　　〇未定

※上記で「未定」とした場合、機器等の手配に要する費用は設計変更で対応する。

3．一般共通事項

（1）　現場代理人の腕章の着用について

現場作業員及び住民からみた責任者の明確化を図るため、現場代理人及び監理技術者等には、腕章の着用を義務付けるものとする腕章を着用すること。なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見易い個所を原則とする。また、腕章の他にも名札を着用することが望ましい。

（2）　交通誘導警備員の配置

		人数	期間	定義
〇	交通誘導警備員Ａ			警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定または 2 級検定合格警備員
〇	交通誘導警備員Ｂ		資材搬出入時	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

※期間記入なき場合は完成引き渡しまでの施工期間

※警備業法に定める交通誘導員とする。

※交通誘導員 A の配置が必要な指定路線は兵庫県公安委員会 告示第 202 号の２（R7.10.3)を参照のこと。規則の適用を受ける具体人数は所轄警察署と協議を行い、協議結果を監督員に報告すること。

（3）　監督員事務所

※設けない　　〇設ける（規模･仕上･備品等：　　）

（4）　現場標示板

※設置する　　〇設置しない

（5）　仮設工事

ア．　現場標示板は、工事名、工期、発注者、施工者、連絡先その他必要事項を簡明に示した表示板（900×600ｍｍを標準）とする。ただし、現場の状況により監督員の指示があった場合には、大きさ・記載内容について変更する。

イ．　請負人詰所、工作上屋、材料置場及び便所などの仮設物を設ける場合は、設置位置その他について監督員の承諾を受ける。

ウ．　電力（基本料金共)、水道、ガスなどを必要とする場合は、受注者がその手続きを行い敷設するものとし、原則としてこれに要する費用は、引渡日まで受注者の負担とする。また、引渡日までに行う機器の試運転等にかかる費用も同様とする。

エ．　足場（仮設ゴンドラ、移動式足場を除く）を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第 0424001 号　平成 21 年 4 月 24 日、厚生労働省基発第 1226 号　令和 5 年 12 月 26 日改正)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とする。

（6）　事前調査

ア．石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大気汚染防止法」という。）に基づき、事前調査の結果を作業開始前に監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場へ据え置く。

イ．石綿調査を行う者の資格

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平茂 30 年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第一号）第２条第３項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者※1 又は同条第２項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者のうち一定の石綿調査の経験を有する者※1、同条第 5 項に規定する工作物石綿事前調査者※2 とする。

※１：建築物一体設備等を除く特定工作物以外の調査を行う者

※２：工作物（特定工作物及びその他工作物）の調査を行う者

ウ．電子システムによる報告

石綿含有の有無の事前調査結果について、複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合や定規模（解体工事の場合は解体部分の延べ床面積 80 ㎡、改修工事の場合は請負金額が 100 万円、特定工作物を解体、改造、補修を行う建設工事の場合は請負金額の合計が 100 万円）以上の解体工事の場合は、元請事業者が協力会社に関する内容も含めて、石綿事前調査結果報告システムを用いて、所轄労働基準監督署及び神戸市環境局に報告すること。

報告システム(https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/)

エ．分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法　について」（平成 18 年 8 月 21 日 基発第 0821002 号、最終改正 令和 3 年 12 月 22 日 基発 1222 第 17 号）に基づき、定性分析を行う。

分析方法　JIS A 1481-1

分析調査は、次の資格を有する者が行うこと

① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される A ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者

② 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者

③ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」

④ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」

⑤ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の【A】定性分析法１による合格者とする。

（７） 表示板等の設置・「事前調査の結果」の掲示・「工事のお知らせ」の掲示

ア．大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿則に基づく事前調査の結果の掲示

大気汚染防止法、石綿則に基づき、事前調査の結果を工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。（特定工事に該当しない場合も掲示すること。）

イ．石綿則に基づく掲示

石綿則に基づき、平成 17 年 8 月 2 日付け基安発第 0802001 号「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」に示す掲示の例を参考に、関係労働者のみならず周辺住民へ周知するために作業現場の見やすい場所に掲示すること。（石綿等がない場合も掲示すること。）

（８） 石綿含有成形板の除去処理工事

ア．石綿則に従い、石綿含有建材の除去においては、技術上困難な場合を除き、切断、破砕等することなくそのまま建築物等からとりはずすこと。技術上困難な場合は監督員と協議すること。なお、けい酸カルシウム板１種を切断、破砕等する場合にあっては、石綿則に従い湿潤化のうえ、隔離等の措置を講じること。

イ．湿潤化は、エアレススプレイヤー等の噴霧器等による噴霧や粉塵飛散抑制剤をスプレーする方法等とすること。

ウ．隔離は、屋内の作業においては作業場の壁面や床面等をプラスティックシート等で覆い、また屋外の作業においては作業場の周囲をパネル、プラスティックシート等で覆うものとする。なお、負圧管理は要しない。

（９） 工事区分

※下表を適用する。　○別途工事区分表による。

項目	本工事	別途	項目	本工事	別途
梁貫通スリーブ	※	○	緊急ガス遮断装置の渡り配管配線	○	※
壁貫通スリーブ	※	○			
床貫通スリーブ	※	○	同上用操作盤取付け	○	※
貫通部穴埋め	※	○	業務用連動弁の渡り配管配線	○	※
同上仕上げ	○	※			
ﾏｲｺﾝﾒｰﾀｰ用ｱﾀﾞﾌﾟﾀ	※	○	同上用操作器取付け	※	○
同上用配管配線	○	※	金属可とう管	※	○
ガス漏れ警報器	○	※	強化ゴムホース	※	○
ガス漏れ警報設備	○	※			

(10)　配管記号

名　　称	記　号	名　　称	記　号
１．鋳鉄管	FCD	４．ポリエチレン管	PE
２．ポリエチレンライニング管	PLP	５．鋼管	無記入
３．塩ビライニング管	ELP	６．フレキ管	FP

(11)　配管表示

ア．溶接する管は、斜線掛けをした部分とする。

イ．CD 管及び保護管は、破線とし、特記した部分とする。

4．工事共通事項

（１） 土工事

ア．埋戻し　　※現場発生土　　○良質土（○真砂土　○　　）　　○図示

イ．残土処分　　※場内処分　　○場外処分　　○図示

ウ．山留め設置　※掘削深さ 1.5m以上の場合、山留を設置すること。

（ただし、土質に見合った勾配を保って掘削できる場合は除く）

（２） はつり

既存の床・壁の配管貫通部の穴あけは原則として、ダイヤモンドカッターを使用する。

（３） 地中埋設標

※要　（○標示ピン　　○標示石）　　○不要

（４） 支持金物

ア．下記配管の支持金具及びアンカーボルトナットはステンレス製とする。

※屋外露出　　※厨房などの多湿箇所

※ピット内

イ．溶接配管の支持　　※A 型　　○B 型（　　）

（５） 塗装

ア．隠ぺい配管　　○要（　　）　　※不要

イ．MB 内配管　　○要（　　）　　※不要

ウ．塗装仕様　　※　ガス事業者標準　　○（　　）

【ガス事業者標準】

（ア）生地ごしらえ　・汚れ及び付着物の除去（スクレーバー、ワイヤブラシ等）
・油類の除去（揮発油ぶき）
（イ）下地処理　化学処理　JIS　K　5633（エッチングプライマー）１回塗
（ウ）上塗り　調合ペイント塗り　JIS　K　5516（合成樹脂調合ペイント）２回塗
尚、屋内露出配管の塗料については、ホルムアルデヒド発散等級　F☆☆☆☆とする。

（６）　ガスメーター

ア．ガスメーターの連動遮断　○要　○不要
イ．ガスメーター廻りの配管方法　※鋼管　○フレキ管
ウ．ガスメーターの取り付け　ガス事業者の規定に従い、容易に検針、取替えできる位置に設置する。マイコンメーターについては、復帰操作も考慮した位置とする。なお、電気工作物に近接する場合は、関係法規に従い必要な離隔距離をとる。

（７）　管及び継手

下表による。

		規　格	備　考
管	白管	JIS G 3452　配管用炭素鋼鋼管	溶融亜鉛めっき鋼管
	ポリエチレンライニング鋼管	JIS G 3452　配管用炭素鋼鋼管にポリエチレン被覆	
	塩ビライニング鋼管	JIS G 3452　配管用炭素鋼鋼管に塩ビ被覆	塩ビ被覆　JIS K 6720
	鋳鉄管（FCD）	JIS G 5502　球状黒鉛鋳鉄品	GM 型遠心力ダクタイル鋳鉄管
	ポリエチレン管	JIS K 6774　ガス用ポリエチレン管	
	CD 管	JIS K 6748　コンクリート埋設蛇腹管	
	保護管	JIS C 8411　ポリエチレン管	
	フレキ管	JIS G 4307 の SUS 304　材質　ステンレス	被覆材 塩化ビニール樹脂 JIS K 6720
継手	ねじ込み式継手	JIS B 2301　ねじ込み式可鍛鋳鉄継手	溶融亜鉛めっき
	ねじ込み式フランジ	JIS G 5502　球状黒鉛鋳鉄品	
	SGM 継手	JIS G 5702　黒心可鍛鋳鉄品 JIS G 5502　球状黒鉛鋳鉄品	ライニング層材質： 高密度ポリエチレン樹脂
	塩ビライニング継手		ねじ込み式継手（黒）に塩ビライニングを施したもの
	突合わせ溶接式継手	JIS B 2311　一般配管用鋼製突き合わせ溶接式管継手	
	溶接カラー式継手	JIS G 3452　配管用炭素鋼鋼管	
	ＬＬエルボ	JIS G 3452　配管用炭素鋼鋼管（ベル工法用）	
	さし込み溶接式継手	JIS B 2316　配管用鋼製差込み溶接式管継手	
	溶接フランジ	JIS B 2220　鋼製溶接式フランジ	
	鋳鉄管用継手	JIS G 5502　球状黒鉛鋳鉄品	
	GM連結用鋼管	JIS G 3456　高温配管用炭素鋼鋼管	
	ポリエチレン継手	JIS K 6775　ガス用ポリエチレン管継手	

（８）　配管用雑材料

下表による。

名称		材質
鋳鉄管雑材料	押輪	FCD 40.45
	ゴム輪	NBR
	ロックリング	FCD 40
	ボルト・ナット	SUS 403
SGM接合材材	ゴム輪	NBR
	ボールハンド	NBR JIS D 9404 炭素鋼球
	リテーナー	プラスチック（ポリアセタールコーポリマ）
その他	フランジ用パッキン	ノンアスベストパッキン
	ネジ用シール材	OS シール II （変形シリコン系高分子樹脂）
	防食テープ	塩化ビニール
	Dテープ	ナイロン布、変形ペトロタム
	ゴムシート	補強ゴムシート、ブチルゴム系粘着剤
	防食テープ	ブチル系ゴム、変形ペトロラタム

（９）　ガス栓及びバルブ

床用埋込形ガス栓は、１枚フタとする。

(10)　配管施工

標準仕様書　第２章 2.2.3.1 について、以下のように変更する。
（３）の項を削除する。
（５）管座金を管座金（またはシーリングプレート）に読みかえる。
（８）フレキ管の配管において、
（ｉ）ヘッダー取付け位置は、点検可能な場所とする。
（ii）コンクリートシンダー内及び床コロガシ部分は保護管を、またスラブ内配管は CD 管を使用する。
(13) 管を埋め戻す場合は、管に明示テープを貼る。なお、ポリエチレン管の場合は、600ｍｍ以上になると埋設表示テープを布設する。

(11)　吊り及び支持

配管の吊り及び支持は以下による。

ア．水平配管の支持

①最大支持間隔

管径(A)	最大支持間隔		管径(A)	最大支持間隔
15	2.0m 以内		80	3.0m 以内
20	2.0m　〃		100	3.0m　〃
25	2.0m　〃		150	3.0m　〃
32	2.0m　〃		200	3.0m　〃
40	2.0m　〃		300	3.0m　〃
50	3.0m　〃			

②地上３階建て以上の建物で 50A 以上の配管を行う場合は、自重支持間隔で自重を支持するほか、自重支持間隔の３倍以内に１か所配管の横振れを防止するための耐震支持を行う。
③ボールバルブ、プラグバルブおよび 80Ａの鉄コックを設置する場合はその部分における支持間隔を上記表の２分の１とする。

イ．垂直配管の支持

①最大支持間隔

管径(A)	層間変形角 1/200 の場合		層間変形角 1/100 の場合	
	溶接接合	ねじ接合	溶接接合	ねじ接合
	範囲(m)	範囲(m)	範囲(m)	範囲(m)
15	0.3～1.7	0.4～1.7	0.5～1.7	0.7～1.7
20	0.3～2.2	0.5～2.2	0.6～2.2	0.9～2.2
25	0.4～2.7	0.6～2.7	0.8～2.7	1.2～2.7
32	0.5～3.5	0.7～3.5	1.0～3.5	1.4～3.5
40	0.6～4.0	0.8～4.0	1.1～4.0	1.6～4.0
50	0.7～5.0	1.0～5.0	1.3～5.0	2.0～5.0
80	1.0～7.5	1.5～7.5	2.0～7.5	3.0～7.5
100	1.5～9.7	2.0～9.7	2.5～9.7	4.0～9.7
150	2.0～14.2		4.0～14.2	
200	2.5～18.6		5.0～18.6	
300	3.5～24.5		7.5～24.5	

垂直配管の層間変形角を、S 造の場合は 1/100、RC 造・SRC 造の場合は 1/200 とする。

②立て管は各階 1 ヶ所以上支持を設ける。